

全国がん登録 届出マニュアル 2016

国立がん研究センターがん対策情報センター
全国がん登録データセンター準備室



国立がん研究センター
がん対策情報センター

National Cancer Center
Center for Cancer Control and Information Services

本書「全国がん登録 届出マニュアル2016」は、がん登録等の推進に関する法律（法律第111号、平成25年12月13日公布）が定める、病院等の管理者が、原発性のがんについて、当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出る情報の作成にあたり必要な事項をまとめたものです。

第1章：届出の対象と方法

第2章：届出項目について

第3章：死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出
付録

- 届出の対象
 - 届出の必要ながんの種類
 - 届出の必要な患者
 - 届出の必要な病院等→詳細は都道府県担当課に照会
 - …全国がん登録と患者さんからの質問
- 届出情報の作成と届出方法
 - 届出情報の作成
 - 届出の期間
 - 届出の時期
 - 届け出るところ→詳細は都道府県担当課に照会
 - 届出情報の提出形式
 - 届出の方法
 - 届出の取消、修正について

1. 悪性新生物及び上皮内癌
2. 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍（前号に該当するものを除く。）
3. 卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）
 - 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
 - 境界悪性漿液性のう胞腺腫
 - 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
 - 境界悪性乳頭状のう胞腺腫
 - 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
 - 境界悪性粘液性のう胞腫瘍
 - 境界悪性明細胞のう胞腫瘍
4. 消化管間質腫瘍（第1号に該当するものを除く。）

- 初回の診断とは
 - 入院・外来を問わず、自施設において、当該腫瘍について初診し、診断及び／又は治療等の対象となった腫瘍が届出の対象です。
- 診断とは
 - 当該病院等が、当該患者の疾病を「がん」として診断及び／又は治療等の診療行為を行っていること。
 - 画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断、及び臨床診断を含みます。

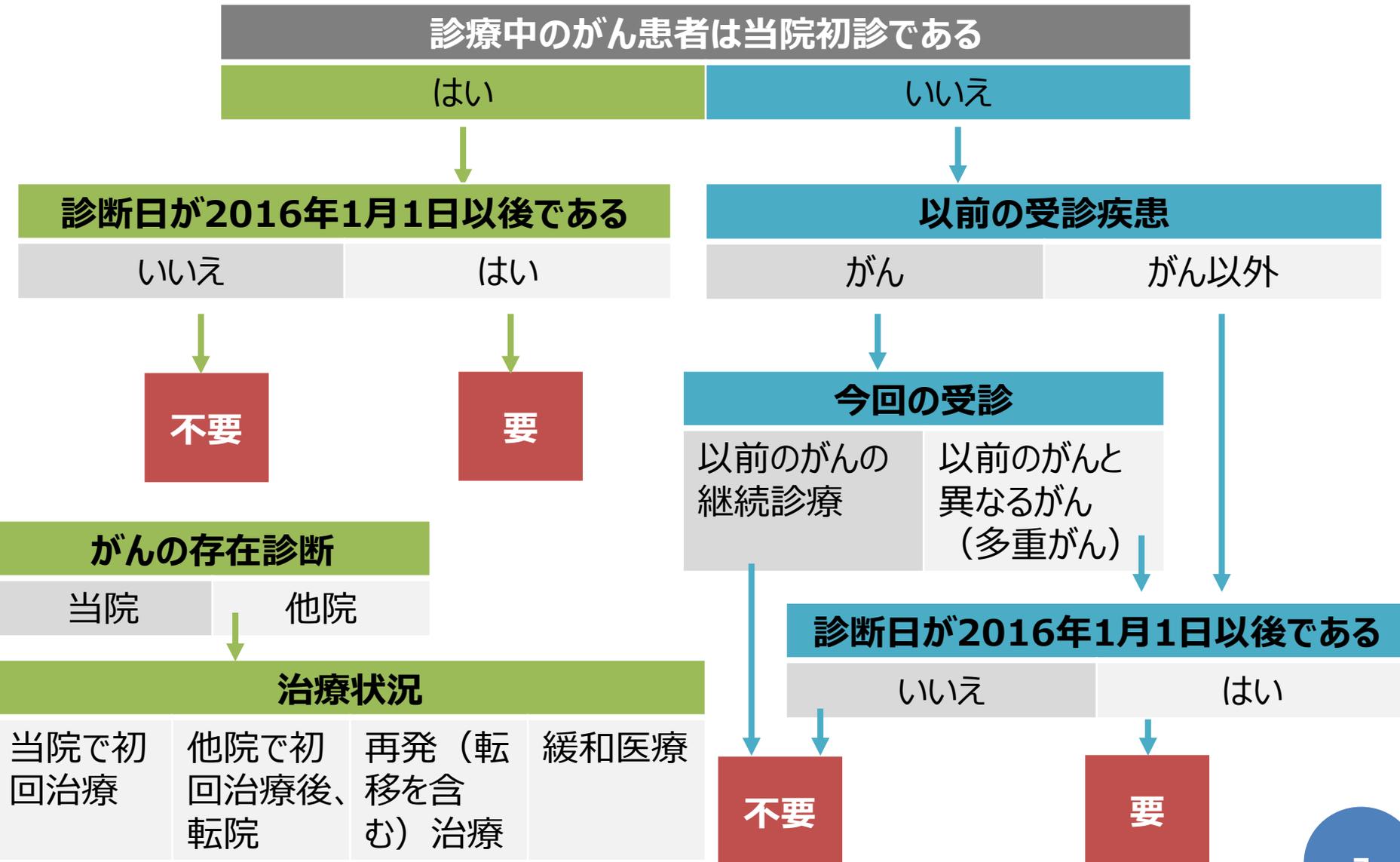
転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含みます。この場合、転移又は再発に関する情報ではなく、原発性のがんに関する情報を届け出ます。

- 多重がん
 - 当該病院等において、ある患者について、過去に届出をした原発性のがんとは異なる原発性のがん（多重がん）を初めて診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合、届出が必要です。

本マニュアルでは、同じ患者に、2つ以上の独立した届出対象の原発性のがんが発生した場合を多重がんと定義します。

- 届出の不要な患者
 - 当該病院等が過去に届出をした原発性のがんから転移又は再発したがんに対して、同病院等で診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合、改めて届け出る必要はありません。

届出の必要な患者 判断チャート



例	情報の作成時期
自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明	<ul style="list-style-type: none">・他施設に紹介時・患者来院中断が明らかになった時
自施設で初回治療を開始	<ul style="list-style-type: none">・計画された一連の初回治療の終了時・初回治療方針「経過観察」の決定時
他施設で初回治療開始後に自施設に受診して初回治療を継続	<ul style="list-style-type: none">・計画された一連の初回治療の終了時
他施設で診断、初回治療終了後自施設を受診	<ul style="list-style-type: none">・自施設受診時
剖検で初めて発見されたがん	<ul style="list-style-type: none">・診断確定時

届出の期間と届出の時期

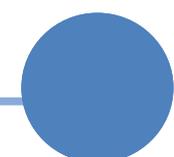


- 一定の期間内の届出の義務づけ
 - 当該がんの診断年の翌年末まで

診断日	届出期限
2016年1月10日	2017年12月31日
2016年12月28日	
2017年1月5日	2018年12月31日

- 届出の時期

病院等の別	2016年診断例の推奨届出時期
がん診療連携拠点病院	2017年8月末日まで
その他の院内がん登録実施病院等	2017年9月末日まで
上記以外	2017年12月末日まで随時



- 全国がん登録にどう対応する？
 - － 院内がん登録を実施
 - － 全国がん登録にデータベースで対応
 - － 全国がん登録に、紙ベースに近い業務で対応

国立がん研究センター提供

- 院内がん登録支援Hos-CanR Plus
 - － 全国がん登録項目対応
- 全国がん登録対応Hos-CanR Lite
 - － 2015年10月公開予定→医療機関から利用申込
- 電子届出票（pdfファイル）
 - － 2016年1月4日公開予定

Plus等で
対応

Lite等で
対応

ソフトを使わ
ず対応

- 全国がん登録届出支援サイト
 - 届出申出書（pdfファイル）の作成
 - 院内がん登録情報からの届出用csvファイルの暗号化ツール
 - 電子届出票（pdfファイル）の作成

がん情報サービス

検索

TOP > がん登録・統計 > がん登録 > 全国がん登録 > 病院・診療所向け情報

届け出られた登録室にご一報ください。
全国がん登録届出票等による修正届出は不要です。

「がんではなかった」

届出後に、紹介先の病院等から「がんではなかった」の情報が提供される場合があります。このような場合、届け出られた登録室にご一報ください。

- 届出項目の概説
 - 全国がん登録届出項目一覧
 - がん治療、初回治療の定義
 - 進展度について
 - 全国がん登録届出項目詳細
- 患者基本情報
- 腫瘍情報
- 初回の治療情報
- 届出時の状況
- その他
 - 備考

- 全国がん登録における、がん初回治療の定義
 - 当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた当該がんの縮小・切除を意図した治療のうち、診療計画等に記載されたもの
 - 経過観察が計画された場合、又は治療前に死亡された場合は経過観察という行為を初回治療に含む
 - 造血器腫瘍以外の悪性腫瘍と造血器腫瘍の定義が異なる
- 治療の分類
 - 当該がんの縮小・切除の効果をもたらす主な手段が外科的なのか、鏡視下なのか、内視鏡的なのか、放射線なのか、薬物なのか、内分泌なのか、それ以外（その他）なのかで分類

- 進展度

がんが原発巣からどこまで広がっているかを分類する最も基本的ながんの病期の分類方法

進展度は、5つの主な区分からなります。

- 上皮内
- 限局
- 所属リンパ節転移
- 隣接臓器浸潤
- 遠隔転移

- 進展度区分の定義適用の例外

- 悪性リンパ腫とカポジ肉腫

区分		治療前	術後病理学的
400	上皮内	届出項目の概説「進展度について」参照	
410	限局		
420	所属リンパ節転移		
430	隣接臓器浸潤		
440	遠隔転移		
660	手術なし又は術前治療後	区分なし	<ul style="list-style-type: none"> ・当該がんの手術が自施設で行われなかった場合、適用します。 ・進展度・治療前の診断後、手術の前に、初回の治療が開始された場合、適用します。
777	該当せず	白血病、多発性骨髄腫（局在コードがC42.0又はC42.1）の場合、適用します。	
499	不明	・原発巣が不明（局在コードがC80.9）の場合、適用します。	

- 診断施設

「がん」と診断された（陽性であった）検査を、他施設での検査も含めて時系列に並べたときに、最も確からしい検査（最も確からしい検査が複数回行われている場合、より早い日に行われた検査）が

- 自施設に受診後に実施された場合
- 自施設に受診前に実施された場合

自施設診断

他施設診断

● 診断根拠

“がん”と診断する根拠となった最も確からしい根拠（検査）をその検査とするか、については、以下のうち、もっとも数字の小さい検査を選択する。

- 1 原発巣の組織診陽性（病理組織診によるがんの診断）
- 2 転移巣の組織診陽性（病理組織診によるがんの診断）
- 3 細胞診陽性（病理組織診ではがんの診断無し）
- 4 部位特異的腫瘍マーカー※（によるがんの診断）
- 5 臨床検査（画像診断も含む）（によるがんの診断）
- 6 臨床診断（によるがんの診断）
- 9 不明

※AFP、HCG、VMA、免疫グロブリンの4マーカー限定

- 診断日

1. 自施設診断のときは自施設診断日

2. 他施設診断のときは当該腫瘍初診日

- 自施設診断日

- 項目「診断施設」が「1 自施設診断」のとき、自施設に受診後に実施され、「がん」と診断された検査のうち、最も確からしい検査の検査日
- 生前に存在が疑われていなかったがんが死体解剖によりはじめて診断された場合は、死亡日を自施設診断日とする。

- 当該腫瘍初診日

- 項目「診断施設」が「2 他施設診断」のとき、当該がんの診断や治療のために、初めて患者が自施設を受診した日。

- 全国がん登録における全国の同一人物の照合に役立つ情報をお知らせください。

例えば、

- カナ氏名、氏名に関すること
ミドルネーム、通称、文字化けの元の文字ヒント
(例：“・”元→“・”は“一点しんによう”の辻)
- 性別に関すること
- 診断後の住所の異動に関すること
- 紹介元、紹介先病院等に関すること
- 既往のがんに関すること
- 当該がんの詳細な病理診断に関すること

第3章：死亡者新規がん情報に関する 通知に基づく届出



- 死亡者新規がん情報とは
 - 全国がん登録情報と死亡者情報票と照合し、その結果判明した、全国がん登録データベースに記録されるべき情報であって、死亡者情報票によって新たに把握されたがん情報
- 死亡者情報票とは
 - 死亡届・死亡診断書のこと
- 死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出
 - 死亡診断書を作成した病院等に対し、法律に基づく一定の期間内に当該がんに関する届出が行われなかったものとして、遡って届出を求めること。従前の遡り調査。

- 付録〔1〕 法令集
- 付録〔2〕 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版（一部改正2012）の性状コード2又は3の組織型及び和
- 付録〔3〕 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版（一部改正2012）の局在コード及び和名
- 付録〔4〕 一覧：その他の政令で定める疾病に対応する国際疾病分類腫瘍学第3版（一部改正2012）の組織型、性状、局在コード及び和名
- 付録〔5〕 一覧：標準的な院内がん登録項目から全国がん登録への提出形式